1　品種登録の番号　第22693号
2　品種登録の年月日　平成25年10月2日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　四季彩2011－2S
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
前川茂
香川県三豊市高瀬町比地2632
増田佳紀
兵庫県加西市繁昌町2306
渡部宗定
愛媛県東温市見奈良340－5
新田辰雄
和歌山県有田郡有田川町清水832
小野光一
岡山県玉野市南七区37
小久保博史
千葉県香取市小見887
7　出願公表の年月日　平成24年4月23日

1　品種登録の番号　第22694号
2　品種登録の年月日　平成25年10月2日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　四季彩2011－3S
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
前川茂
香川県三豊市高瀬町比地2632
増田佳紀
兵庫県加西市繁昌町2306
渡部宗定
愛媛県東温市見奈良340－5
新田辰雄
和歌山県有田郡有田川町清水832
小野光一
岡山県玉野市南七区37
小久保博史
千葉県香取市小見887
7　出願公表の年月日　平成24年4月23日

1　品種登録の番号　第22695号
2　品種登録の年月日　平成25年10月2日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum tuberosum L.
4　登録品種の名称　紫月
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成25年2月1日

1　品種登録の番号　第22696号
2　品種登録の年月日　平成25年10月2日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solanum tuberosum L.
4　登録品種の名称　キタムサシ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成25年2月1日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号
平成十八年三月三十日　第四十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
株式会社農水産ＩＤ　東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚
四　廃止年月日
平成二十六年三月二十九日

○農林水産省告示第二千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市高宮町佐々部字和佐田九六二の四、九六二の六、九六五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字和佐田九六二の四・九六二の六・九六五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上豊松字下谷才松久保一二六八から一二七〇まで、一二七一の一、一二七一の二、一二七二の一、一二七二の二、一二七三から一二七五まで、字下谷西久保一七八〇の一、一七八〇の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町南字鬼ケ城五一一〇、字大鬼山五一三六の一、五一三六の二、五一三七の一から五一三七の三まで、五一三八の一、五一三八の二、五一三九から五二四一まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）